

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における学生の対応について

※新型コロナウイルス感染症は指定感染症であり、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、出席停止になります。

(ア)息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

(イ)重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(ウ)(ア)、(イ)以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

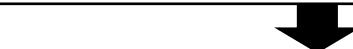
(エ)感染者と接触した、または、濃厚接触者である可能性がある場合



最初にかかりつけ医に電話で相談してください

かかりつけ医が発熱等診療医療機関

かかりつけ医が発熱等診療医療機関ではない又はかかりつけ医がない



「発熱等受診相談センター」に電話で相談（24時間受付）

静岡市

TEL [054-249-2221](tel:054-249-2221)

浜松市

TEL [0120-368-567](tel:0120-368-567)

左以外の市町村

TEL [050-5371-0561](tel:050-5371-0561)

PCR検査等
陽性

医療機関等の受診の
必要あり

保健所及び医療機関の
指示に従う

医療機関等の受診の
必要なし

学校(担任)へ報告

- ①医療機関受診の有無
- ②検査結果(陰性)等

※医療機関を受診した場合、原則として受診証明(領収書等)の提出により登校を許可

PCR検査等
陰性または検査の必要なし

学校(担任)へ報告(電話やメール等で連絡)

- ①陽性判定日、②療養先、③症状発生2日前から陽性判定日までの行動履歴(登校した日、教室等の使用履歴、学校内接触者)

※医療機関の診断書(治癒証明書)により登校を許可